

忠岡町借り上げ型町営住宅移転支援事業
参加事業者募集要項

令和8年10月

目次

1. 事業の概要
 - (1) 事業名
 - (2) 事業内容
 - (3) 業務の役割分担
 - (4) 事業スケジュール
2. 業務費用
3. 応募者に関する事項
 - (1) 応募者の資格
 - (2) 欠格事項
 - (3) 失格要件
4. 応募スケジュール
5. 応募の手続き

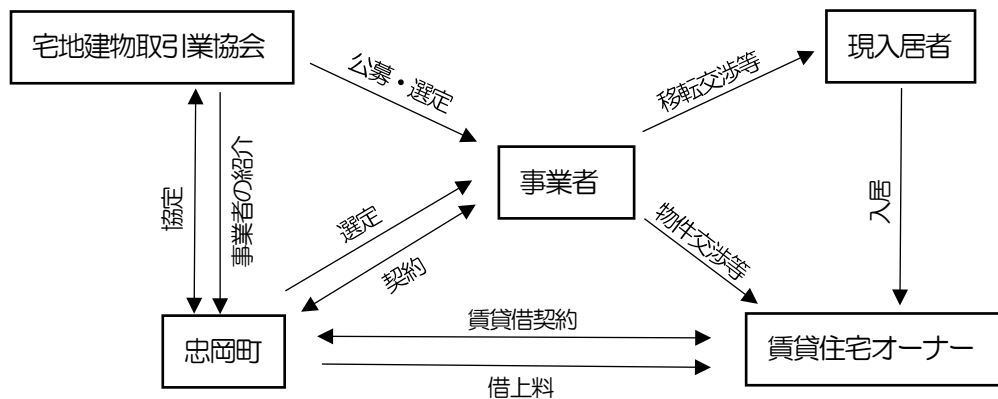
1. 事業の概要

(1) 事業名

忠岡町借り上げ型町営住宅移転支援事業

(2) 事業内容

本町では、現在 4 つの町営住宅を管理しており、いずれも老朽化が著しいことから現入居者の安全を確保することが急務となっています。対応策として、町内に存する民間住宅の一部を町が借り上げ、現入居者を対象に移転支援を行います。賃貸住宅オーナーと現入居者とのマッチングを円滑に進めるに当たり、連携していただける事業者の公募を行うものです。



【表1.各団地の概要（令和8年9月時点）】

団地名	建築年	構造	移転希望世帯数
西住宅	S27	木造	1戸
東住宅	S29	木造	3戸
磯上住宅	S28	木造	0戸
普通住宅	S35	木造	1戸
計			5戸

2. 業務費用

業務項目	費用（税別）	備考
入居者及び賃貸住宅オーナーとの交渉	4 万円／月	着手日から完了日までの期間とする。
賃貸物件の契約	7 万円	仲介手数料相当
	7 万円	敷金相当
	7 万円	礼金相当

※物件及び期間等によって変動する。

※敷金・礼金の費用については、先ず事業者が立て替えて賃貸住宅オーナーに支払うものとし、支払い後、事業者は忠岡町へ当該金額を請求することができる。

3. 応募者に関する事項

（1）応募者の資格

応募者は以下の全ての要件を満たす者とする。

- （i）宅地建物取引業協会泉州支部に登録する事業者であること。
- （ii）宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であり、かつ、過去 5 年間同法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務停止命令を受けていない者。
- （iii）令和 7 年度の賃貸仲介実績が 20 件以上の者。
- （iv）（一社）大阪府宅地建物取引業協会が主催する不動産業務研修会に 2023 年度から令和 7 年度までに開催された 9 回について、すべて受講済みである者。
- （v）選定された事業者は、月 1 度、忠岡町及び大阪府宅地建物取引業協会泉州支部への報告を必要とする。

（2）欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は応募できない。

- （i）忠岡町における入札及び契約に関して、指名停止等を受けている者。
- （ii）法人税、法人町民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納している者。
他市町村に本店を所在するものについては、納税証明書の提出を要するものとする。
- （iii）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団に該当する者。

（3）失格要件

- （i）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- （ii）提出書類が本要項に示された条件に適合しない場合
- （iii）事業完了までの間に応募者の資格要件を満たさなくなった場合

4. 応募スケジュール

令和8年10月16日～10月30日 13:00

5. 応募の手続き

大阪府宅地建物取引業務協会泉州支部のホームページに内容を掲載し、登録のメールアドレスに掲載された旨の連絡をします。

参加申込書

令和 年 月 日

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部長 様

今般、実施される「忠岡町借り上げ型町営住宅移転支援事業」について、募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 申込者

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
連 絡 先	TEL
	メール

2. 添付書類

- (1)宅地建物取引業協会泉州支部への登録証
- (2)業経歴書
- (3)不動産業務研修会の受講証
- (4)賃貸仲介実績書
- (5)法人登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）
- (6)印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
法人の場合法人実印、個人の場合 代表者個人の実印の印鑑証明
- (7)直近3ヶ年の納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの）